

浜松市工事成績評定要領

第1 目的

この要領は、浜松市が発注する工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 評定等の対象工事

評定を行う工事は、原則として契約金額（最終）が250万円以上の工事とする。

- 2 評定結果を通知及び公表する工事は、前項の工事のうち、契約金額（最終）が500万円以上の工事とする。

第3 評定者

工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、浜松市契約規則（以下「契約規則」という。）第34条に定める監督職員（以下「監督員」という。）のうち担当監督員及び総括監督員並びに契約規則第35条に定める検査職員とする。

第4 評定の方法

評定は、工事成績採点表（別記第1号様式）及び細目別評定点採点表（別記第2号様式）によって行うものとする。

- 2 評定は、請負工事ごとに独立して行うものとする。

第5 評定の実施

評定は、担当監督員と総括監督員にあつては監督を行った工事が完成したとき、検査職員にあつてはその工事の完成検査、指定部分完成検査および中間技術検査を行ったとき、それぞれ行うものとする。

第6 評定結果の報告

評定者は、完成検査において評定を行ったときには、速やかに工事成績採点表（別記第1号様式）により工事完成検査報告書とともに、市長に報告するものとする。

第7 評定結果の通知

市長は、第6の規定による報告があつたときは、当該工事の受注者に対して、評定結果を工事完成検査結果通知書（別記第3号様式）及び項目別評定点（別記第4号様式）により通知するものとする。

第8 評定結果の修正

第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定者は評定を修正し、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告あつたときは、遅滞なくその修正結果を工事完成検査結果修正通知書（別記第5号様式）及び項目別評定点（別記第4号様式）により受注者に通知するものとする。

第9 評定結果の公表

公表する内容は、契約番号、工事名、業種名（建設業法（昭24年法律第100号）第2条第1項別表に定める29業種、水道管工事及び法面工事・落石防止工事をいう。）、受注者名、完成検査日、評定点（工事完成検査結果通知書（別記第3号様式）又は工事完成検査結果修正通知書（別記第5号様式）の評定点をいう。）とする。

- 2 公表方法は、検査担当課窓口での閲覧又は浜松市ホームページに掲載する方式とする。
- 3 評定結果の公表は、第7の通知が受注者へ到達した日から15日以上経過した日から4カ月以内に行い、公表期間は公表した日の翌年度の末日までとする。

ただし、受注者から評定結果についての説明請求がある工事については、説明が終了した日の翌日から4カ月以内に公表し、公表期間は公表した日の翌年度の末日までとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式

工 事 成 績 採 点 表

年度		契約番号					工事担当課					工期		着手		合格番号											
工事名												中期		完成		完成年月日											
受注者名												中間技術検査年月日				完成検査年月日											
考査項目		担当監督員					総括監督員					検査員（中間技術・指定部分）					検査員（完成）										
		氏名					氏名					氏名					氏名										
項目	細目別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																					
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																					
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10								+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15	+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10	+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15														
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10	+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15														
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10.	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10.	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III 出来ばえ													+5	-	+2.5	-	0	-5	-	+5	-	+2.5	-	0	-5	-
4. 工事特性	I 施工条件への対応(※2)						0																				
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)	0																									
6. 社会性等	I 地域への貢献等(※4)						-10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-	-														
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		0.0 点					0.0 点					点					0.0 点										
評 定 点(※1)		① 65.0 点					② 65.0 点					③ 点					④ 65.0 点										
評 定 点 計		65.0 点 ①65点×0.4+②65点×0.2+④65点×0.4=評定点計																									
		※中間技術(指定部分)検査があった場合 ①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2 ただし、③(中間技術・指定部分)が2回以上の場合は③を平均する。 ※中間技術(指定部分)検査がなかった場合 ①×0.4+②×0.2+④×0.4																									
7. 法令遵守等(※5)							0.0 点																				
8. 総合評価技術提案等履行確認(※6)							対象外																				
評 定 点 合 計(※7)		65 点					評定点計(65点)-7. 法令遵守等(0点)=65点																				
所 見(※8)		【担当監督員】					【総括監督員】					【検査員（中間技術・指定部分）】					【検査員（完成）】										

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。また、各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加點評価のみとする。

※5 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が行う。

※6 総合評価落札方式において、技術提案等の履行が確認できない場合は、「不履行」と記入し、「7. 法令遵守等」において減点評価する。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。

※9 各考査項目の採点は、別に定める「工事成績採点の考査項目別運用表」によるものとする。

(この様式の形式は参考とし、内容は実情に合わせて変更してもよいものとする。ただし、考査項目、a~e評価及び各配点、①~④の配点比率は必須事項とする。)

別記第2号様式

細目別評定点採点表

工事名： _____ 年度 _____ 工事 _____

項目	細別	①担当監督員	②総括監督員	③検査員 (中間技術・指定部分)	④検査員 (完成)	細目別 評定点	得点割合
1.施工体制	I 施工体制一般	()×0.4+2.9 = 点				3.3点	%
	II 配置技術者	()×0.4+2.9 = 点				4.1点	%
2.施工状況	I 施工管理	()×0.4+2.9 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	13.0点	%
	II 工程管理	()×0.4+2.9 = 点	()×0.2+3.2 = 点			8.1点	%
	III 安全対策	()×0.4+2.9 = 点	()×0.2+3.3 = 点			8.8点	%
	IV 対外関係	()×0.4+2.9 = 点				3.7点	%
3.出来形及び 出来ばえ	I 出来形	()×0.4+2.8 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	14.9点	%
	II 品質	()×0.4+2.9 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	17.4点	%
	III 出来ばえ			()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	8.5点	%
4.工事特性	I 施工条件等への 対応		()×0.2+3.3 = 点			7.3点	%
5.創意工夫	I 創意工夫	()×0.4+2.9 = 点				5.7点	%
6.社会性等	I 地域への貢献等		()×0.2+3.2 = 点			5.2点	%
7.法令遵守等			()×1.0 = 点				
						100.0点	

※ 中間技術検査（指定部分完成検査）があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評定点（中間技術検査、指定部分完成検査が2回以上の場合は③を平均する。）

※ 中間技術検査（指定部分完成検査）がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

(この様式の形式は参考とし、内容は実情に合わせて変更してもよいものとする。ただし、考査項目及び①～④の配点比率は必須事項とする。)

工事完成検査結果通知書

様

浜松市長又は管理者名

下記工事の完成検査結果について通知します。

契 約 番 号	
工 事 名	
請 負 金 額	
完 成 検 査 日	
検 査 結 果	
評 定 点	点
備 考	

なお、評定結果に疑義があるときは、市長に対して、この通知が到達した日から14日（浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する浜松市の休日の日数は、算入しない。）以内に書面により説明を求めることができます。また、通知書は再発行いたしません。

項目別評定点

		契約番号	号
工 事 名			
項 目	細 別	評 定 点 / 満 点	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/	3.3 点
	II. 配置技術者	/	4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/	13.0 点
	II. 工程管理	/	8.1 点
	III. 安全対策	/	8.8 点
	IV. 対外関係	/	3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出 来 形	/	14.9 点
	II. 品 質	/	17.4 点
	III. 出来ばえ	/	8.5 点
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/	7.3 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	/	5.7 点
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	/	5.2 点
7. 法令遵守等 (減点のみ)			
評定点合計		/	100 点

別記第5号様式

第 号
年 月 日

工事完成検査結果修正通知書

様

浜松市長又は管理者名

年 月 日 第 号で通知しました工事完成検査結果を修正したので
通知します。

契 約 番 号	
工 事 名	
請 負 金 額	
完 成 検 査 日	
検 査 結 果	
評 定 点	点
備 考	